

## 富士山安全登山確保事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、富士登山の適正化を図るため、富士山吉田口県有登下山道（以下「施設」という。）の維持管理及び施設サービスの提供に寄与する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その補助金の交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象となる者)

第2条 この補助金の対象となる者は、次の各号に定める者とする。

- 一 富士山五合目以上（富士スバルライン五合目以上及び吉田口五合目以上をいう。以下同じ。）に行政区域を持つ山梨県内の市町村
- 二 富士山五合目以上に山梨県恩賜県有財産管理条例に基づく保護の責任のある恩賜県有財産保護団体
- 三 行政機関を中心として組織された協議会等であって富士山五合目以上で事業を行う者及び当該協議会等を構成する地方公共団体
- 四 富士山五合目以上の吉田口登下山道（須走口・吉田口山頂含む）周辺に常設の拠点を持つ民間事業者

(補助金の交付対象となる期間)

第3条 この補助金の交付対象となる期間は、補助金の交付決定を受けた日から当該日の属する年度の末日までとする。

(補助対象となる事業)

第4条 この補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に定める要件をすべて満たす事業とする。

- 一 富士山五合目以上の区域内において、次のいずれかの事業を行うものであること。
  - ア 登山者の安全対策、医療サービスの提供、又はこれらに係る情報発信を行う事業
  - イ 登山者数のコントロールを行う事業及び当該事業を周知するための広報を行う事業
  - ウ トイレの設置又は保守管理を行う事業
  - エ 施設の維持管理を行う事業
  - オ その他登山者の安全確保に必要と認められる事業
- 二 事業の実施について、法令に基づく許認可及び関係者の了解が得られ、又は得られる見込みがある事業であること。

(補助対象事業に要する経費及びその補助率)

第5条 補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する

補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請書の様式及び提出)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な関係書類を添えて、別に知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第7条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは、速やかに交付の決定を行い、様式第2号による交付決定通知書を補助事業者に送付する。

2 知事は、前条の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書の規定による交付申請に対する交付決定に当たっては、補助金の額の確定において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の減額を行う旨の条件を付するものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第6条による補助金の交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容の変更（別表に定める軽微な変更は除く。）をしようとするとき又は補助金の交付決定後の事情の変更等により補助事業の中止し、若しくは廃止しようとするときは、事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けること。

二 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は補助金等の交付を決定した年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第4号）に必要な関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第10条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の額の確定)

第 11 条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から30日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」という。）については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。
- 4 補助事業者が知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、知事は、必要に応じてその収入の全部又は一部を県に納付させるものとする。

（書類の保管）

- 第14条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類について、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間（取得財産等の財産処分制限期間が5年を超える場合は、当該財産処分制限期間）、整備保管しておかなければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して前条第1項で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

（雑則）

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 山梨県富士山保全事業費補助金交付要綱は、廃止する。山梨県富士山保全事業費補助金交付要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助対象経費の内訳	補助率	軽微な変更
<p>1 人件費 施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理の業務に従事する職員に要する経費</p> <p>2 維持管理費 施設サービスの提供、施設の運営及び維持管理の業務のために必要な物品等の購入、委託等に要する経費</p> <p>3 資本的経費 施設の建設費や大規模修繕費、高額な設備・備品等に要する経費</p>	<p>1 報酬</p> <p>2 賃金 (正社員又は常勤職員に係る賃金を除く。)</p> <p>3 報償費</p> <p>4 旅費</p> <p>5 需用費</p> <p>6 役務費</p> <p>7 委託料</p> <p>8 使用料及び賃借料</p> <p>9 工事請負費</p> <p>10 原材料費</p> <p>11 財産購入費</p> <p>12 備品購入費</p> <p>13 負担金等</p> <p>ただし、国、地方公共団体及び民間団体等からの補助金又は交付金等の対象となるものについては、その部分を控除した金額</p>	<p>定額以内</p>	<p>1 補助対象経費の各費目間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合</p> <p>2 補助事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合</p>

(様式第1号)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地  
団体名  
代表者名 印

富士山安全登山確保事業費補助金交付申請書

このことについて、富士山安全登山確保事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 事業の目的及び内容
- 3 交付申請額      ¥
- 4 添付書類
  - (1) 事業計画書
  - (2) 収支予算書
  - (3) その他参考となる資料

(様式第2号)

番 号  
年 月 日

申請者 殿

山梨県知事

富士山安全登山確保事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった富士山安全登山確保事業費補助金については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、規則第7条の規定により通知する。

- 1 補助金の交付の対象となる事業の内容は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は交付申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	円
補助金の交付決定額	円
- 3 補助事業に要する経費の配分は、前記交付申請書記載のとおりとする。
- 4 補助事業の期間は、年 月 日から 年 月 日までとする。
- 5 補助金の交付の条件は次のとおりとする。
  - (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。
    - ア 補助対象経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の配分の変更
    - イ 補助事業の目的の達成に支障がなく補助金の増額を伴わない事業計画の細部の変更
  - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
  - (3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難と

なった場合は、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

## 6 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

- (1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 補助金の他の用途への使用をしたとき

イ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 補助事業に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき

エ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していたとき

- (2) 補助金の交付決定を取り消した場合、補助事業等の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

- (3) 交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

- (4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

- 7 補助事業が、補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、補助事業の遂行状況について報告させることがある。

- 8 補助事業が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は 年 4 月 10 日のいずれか早い期日までに、補助事業の成果を記載した補助事業実績報告書に別に定める書類を添えて知事に報告しなければならない。

- 9 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了年度の翌年度から起算して 5 年間、整備保管しておかななければならない。

(様式第3号)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地  
団体名  
代表者名 印

富士山安全登山確保事業費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度富士山安全登山確保事業費補助金に係る補助事業の内容を変更したいので、富士山安全登山確保事業費補助金交付要綱第8条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）の理由

2 変更の内容

3 添付書類

(1) 変更計画書

(2) 収支予算書

※ 変更前と変更後の事業の内容、事業費の配分を比較対照できるよう、記述すること。

(様式第4号)

番 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地  
団体名  
代表者名 印

富士山安全登山確保事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、年度山梨県富士山安全登山確保事業費補助金について、次のとおり事業が完了したので、富士山安全登山確保事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、その実績を報告します。

1 事業報告書

2 収支精算書

3 事業活動の状況写真

4 その他必要な書類

5 支払の方法

(1) 現金 指定金融機関名

(2) 口座振替 振替先銀行名

口座名

預金種別 (当座・普通)

No.

(様式第5号)

番 号  
年 月 日

山梨県知事

富士山安全登山確保事業費補助金額の確定通知書

富士山安全登山確保事業費補助金の交付額について、山梨県補助金等交付規則第13条の規定に基づき、次のとおり確定したので通知します。

確定額	円
概算払済み額	円
精算払額	円
返納額	円

(様式第6号)

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地  
団体名  
代表者名 印

富士山安全登山確保事業費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、富士山安全登山確保事業費補助金について、次のとおり概算払いの請求をいたします。

1 概算払請求額 ¥

2 内 訳

補助金交付決定額 ①	既概算交付額 ②	差 引 額 ①-②=③	今回概算請求額 ④	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払の方法

(1) 現 金 指定金融機関名  
(2) 口座振替 振替先銀行名  
口 座 名

預金種別 (当座・普通)  
No.

(様式第7号)

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地  
団体名  
代表者名 印

富士山安全登山確保事業費補助金財産処分承認申請書

富士山安全登山確保事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、富士山安全登山確保事業費補助金交付要綱第14条第2項の規定により申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類